

## 豊山町電子入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、豊山町契約規則（昭和53年豊山町規則第18号。以下「規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CAL S / E C）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (優先順位)

第2条 この告示の規定は、電子入札において豊山町入札者心得書（昭和61年豊山町告示第20号。以下「心得書」という。）に優先する。ただし、この告示に規定のない事項は、心得書の規定を準用するものとする。

### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CAL S / E C） あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札及び開札、結果の公表等までの一連の手続きについて、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札コアシステム 電子入札システムの基本となるソフトウェアをいう。
- (3) 電子入札 電子調達システムを利用して行う入札及び開札等の手続きをいう。
- (4) 紙入札 電子調達システムを利用しないで書面により行う入札及び開札等の手続きをいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (6) 契約担当者 発注機関において、電子調達システムを利用する契約案件の登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。
- (7) 入札参加者 個別の電子入札案件に対し、発注機関から指名を受けた者をいう。

### (電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象は、豊山町指名業者審査会で決定した案件とする。

### (電子入札への参加)

第5条 電子入札に参加することができる者は、豊山町競争入札等参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(ICカードの不正使用等)

第6条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次の各号に掲げる取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消すことができる。ただし、既に提出済みの入札書がある場合は、当該入札を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合は、落札決定の取消しをすることができる。
- (3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合は、当該契約を解除することができる。

(入札書の提出)

第7条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出方法 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。
- (2) 締切日時 電子入札の入札書受付締切日時は、通知書に記載の日時とする。この場合において、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(内訳書の提出)

第8条 内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出方法 入札参加者は、原則として任意の様式で電子調達システムの添付機能により電子ファイルで入札書提出時に添付するものとする。この場合のファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1メガバイト以内とする。また、内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、次表のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Word (Microsoft corp.)	Word 2007形式以下

Excel (Microsoft Corporation)	Excel 2007形式以下
その他	PDF (Acrobat 6以下) 画像ファイル (JPEG、TIFF又はGIF形式) 圧縮ファイル (Zip形式)

- (2) 提出期限 内訳書の提出期限は、入札書受付締切日時と同一とする。
- (3) 再提出 内訳書の再提出については、認めないものとする。
- (4) ウィルス対策 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する際に必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、提出された資料にウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、当該電子ファイルを提出した者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。

(紙入札での参加)

第9条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式第1号）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式第2号）により町長の承認を得なければならない。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合とする。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中である場合
- (2) ICカードの失効、破損等により、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合
- (3) パソコン等にシステム障害が生じた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 紙入札で使用する印鑑は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書は、紙媒体による入札書（様式第3号。以下「紙入札書」という。）を使用する。

(3) 内訳書は、紙入札書とともに提出する。

(4) 紙入札書の受付締切日時は、電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合は、紙媒体による入札辞退届（様式第4号）を提出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第11条 開札日までに豊山町の契約に係る指名停止措置規程（昭和61年豊山町告示第7号）に基づく指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(開札)

第12条 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子調達システムに登録した後に開札を行うものとする。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

3 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

4 契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。この場合において、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子調達システムに自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(入札の無効)

第13条 規則第37条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 同一案件において、電子と紙による入札書の提出をした入札

(4) 内訳書の添付のない入札

(責任の範囲)

第14条 電子入札において、入札書等は、送信データが電子調達システムのサーバに到着した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第15条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域的な停電等のために、電子調達システムが使用できなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

(1) 軽度の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合は、必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡すること。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡すること。この場合において、既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させること。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

紙入札参加承認願	
年 月 日	
豊山町長	
入札者 住 所 氏 名 印 (名称及び代表者)	
下記の案件について、下記の理由により電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札での参加を承認してください。	
記	
1	工 事 名 (事業名)
2	路線等の名称
3	工 事 場 所 (業務・納入場所)
4	電子調達システム を利用して入札に 参加できない理由
該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の手段中 <input type="checkbox"/> ICカードの失効、破損等のため、再取得の手段中 <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由 ( )	

様式第2号(第9条関係)

<b>紙入札審査結果通知書</b>		
年 月 日		
様		
豊山町長		
年 月 日付けで提出された紙入札参加承認願について、下記のとおり審査結果を通知します。		
記		
1	工 事 名 (事 業 名)	
2	路線等の名称	
3	工 事 場 所 (業務・納入場所)	
4	紙入札での参加を <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない 理由 ( )	
※紙入札に関する事項 (1) 入札場所  (2) その他の事項  ・入札受付期間内に入札書を持参のうえ、(1)の場所までお越しください。 ・入札書の欄外に、電子くじ番号(3桁の任意の数字)を必ずご記入ください。		

様式第3号(第9条関係)

入 札 書													
								年 月 日					
豊山町長													
								入札者 住 所 氏 名 (名称及び代表者) 印					
下記のとおり入札します。													
記													
金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円				
ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）													
1 工 事 名 (委 託 業 務 名)													
2 路線等の名称													
3 工 事 場 所 (納 入 場 所)													
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px;">くじ番号</td><td style="width: 30px;"></td><td style="width: 30px;"></td><td style="width: 30px;"></td></tr></table>										くじ番号			
くじ番号													
※3桁までの任意の数字を記入すること。													

- (注) 1 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。  
2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。  
3 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。  
4 物品の購入契約にあつては、様式中「ただし、下記工事の請負金」を「ただし、下記物品の供給代金」に、「工事名」を「物品名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。



入 札 辞 退 届		
	年 月 日	
豊山町長	住 所 氏 名 (名称及び代表者)	印
下記の件について指名を受けましたが、入札を辞退します。		
記		
1	工事(事業)名	
2	工事(事業)場所	
3	辞退理由	